岐阜県公報

第二千六百九号
平成二十六年十二月二十四日（水曜日）

目　次

告　示
○道路の区域変更　（道路維持課）七九七ページ
○道路の供用開始　（同　　）七九七
選挙管理委員会告示
○施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更　（選挙管理委員会）七九八
公　示
○大規模小売店舗の変更の届出に関する件　（商業・金融課）七九八
○土地改良区役員の退任　（西濃農林事務所）七九九

告　示

岐阜県告示第七百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十三号	恵那市明智町吉良見字矢伏二〇四番六地先から同　市同　町同　字同二〇九番二地先まで	前	六・五～一八・八	四四八・一	
			後	八・七～二五・七	四四八・一	

岐阜県告示第七百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

岐阜県公報　毎週（火曜日・金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　平成二十六年十二月二十四日

路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字牧字中ノ川原一二六番三三地先から同郡同村大字同字同一〇五番八地先まで	四六・〇	平成二六・一二・二六	平成二五・一一・八

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長　大　松　利　幸

所在地の変更

名称	変更後	変更前
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森2211番地	下呂市幸田1162番地

下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973番地6	下呂市金山町金山2594番地

公　示

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十二月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　届出年月日
　平成二十六年十二月十二日
二　届出者の氏名又は名称
　株式会社国府町開発
　ユニー株式会社
三　建物の名称及び所在地
　アピタ飛騨高山店
　高山市国府町金桶地内　外
四　変更した事項
　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社モリエ　藤田　敏　外十一者
愛知県稲沢市天池五反田町一番地
（変更後）株式会社モリエ　坪井　茂則　外十三者
愛知県稲沢市天池五反田町一番地

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県知事　古　田　肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
五三土地改良区	平成二六・一二・二六	理事	伊藤勘蔵	養老郡養老町下笠二二〇五番地

平成二十六年十二月二十四日発行

発行者　岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐　阜　県

発行所　岐　阜　県　庁

編　集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐　阜　文　芸　社